

令和3年度事業計画

全日本槍道連盟

全日本槍道連盟（以下、「本連盟」という。）はわが国の槍道の普及・発展を図るとともに、心身の健康による人造りとわが国社会の健全な発展に貢献することを目指す。

このために、日本の槍道界を統括し個性ある団体として、以下の基本方針ならびに重点方策に基づき、令和3年度の事業を展開する。

第1．基本方針

「槍道の理念」に基づき、社会から高く評価される魅力ある槍道界の発展の実現を目指し、国内外各層への槍道普及を図る。

第2．重点方策

- 1．槍道の正しい普及と発展のために、教育の充実を図る。
- 2．性別、年齢を問わず、質の高い槍道を育てる。
- 3．槍道の課題を検討し、その推進を支援する。
- 4．称号・段級位制度の運用を図る。
- 5．資産の効率的な運用と業務処理の効率化による経費削減に努める
- 6．一般社会の槍道への理解を深めるため、公告を主たる事務所に掲示する。

第3. 重点事項

一般社団法人設立後、槍道の質の向上を図るため、普及に重点をおくこと。体育館、武道館、公民館等での稽古を実施していく。そして、該当者がいれば、年数回の審査会を開催する。

1. 普及

槍道の質の向上に努めるとともに現場への浸透を図る。

- (1) 指導、教育、普及の実効をあげるため、稽古会、審査会の充実と現場への浸透を推進する。
- (2) 槍道の知名度を増やすために様々な広報活動を行う。
- (3) 「槍道の質の向上」と「現場への浸透」の実効をあげるために稽古会のあり方について調査・研究を行う。

2. 学校教育関連

伝統文化としての槍道の良さを、教育機関・関係者に広く理解させ普及を図ること。および小・中・高・大学における槍道の質的向上を図るための方策を検討する。

- (1) 中学校武道必修化の対応に努める。
- (2) 小学校での武道教育導入に向け、その具体的な学習内容等を検討する。

3. 指導

槍道を正しく普及するための指導法についての研究および検討を行う。

- (1) 本連盟発行の「木槍による槍道基本技稽古法」、「日本槍道形」の活用を図る。
- (2) 講師要員の稽古を実施し、講師の育成を図る。
- (3) 「木槍による槍道基本技稽古法」を基盤にした効果的な指導法（初心者・初級者・中級者・上級者）の研究を行い普及を図る。

4. 称号・段級位

称号・段級位審査規則に基づく審査の他、槍道称号・段級位審査規則に基づく指導者による特別措置と運営を図る。

- (1) 称号・段級位の審査方法について調査・研究を行う。
- (2) 指導者は槍道称号・段級位審査規則の第9条、第14条、第20条および定款の第42条3項に基づく特別措置を講ずる。

5. 試合

槍道試合規則に基づいて行う。

- (1) 槍道用具の適正化を図る。
- (2) 槍道の試合は、希望者のみ行うものとする。

6. 斧道

本連盟斧道の基本技、斧道形の研究を行う。

- (1) 本連盟発行の「全日本槍道連盟斧道」（解説）を基盤にした研究。
- (2) 斧道の知名度を増やすために様々な広報活動を行う。

7. 広報活動

多角的な広報活動を通じ槍道への認識を深めるとともに、槍道への参入者増加を図る。

- (1) ホームページ及びソーシャルメディア（フェイスブック・ツイッター等）を活用する。
- (2) 主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

8. 社会体育指導員育成

初級・中級・上級各養成講習会および各更新講習会の充実に努め、地域の槍道指導の中核となる指導者の養成と有資格者の活用を図る。

- (1) 有資格者が、地域の槍道指導の中核として、自信と誇りを持って活動できるように講習内容の一層の充実に努める。
- (2) 講習会を初級・中級・上級別に開催し、内容の充実を図る。
- (3) 中学校武道必修化に対応できる指導者の養成とその活用について関連機関との連携を図る。
- (4) 指導者としての完成度を高めること。

9. 槍道界の動向と優位性

- (1) 槍道界は知名度が低いといった状況である。
- (2) 槍道は槍の技法を習得できる日本唯一のスポーツ武道であるといった優位性がある。
- (3) 槍道は性別、年齢を問わず、安心して槍の技法を習得できる。

10. 国際

各国の槍道連盟の独自性を尊重して、槍道の理念を正しく伝達することに努め、槍道の普及を促進する。

- (1) 英文ホームページの充実を図る。
- (2) その他、必要な事業。

11. 安全、医・科学関係

- (1) 槍道における心身の健康・安全に関する調査を進め、その成果の周知を図るため、ホームページで必要な情報の提供に努める。
- (2) 木槍および槍道具の規格の遵守を図る。

12. 長期方策の検討

槍道の長期的発展に向けての基本的対策を考案する。

- (1) 本連盟の長期の業務のあり方について調査・研究を行う。
- (2) 稽古会、審査会を実施するための体育館、武道館、公民館等の場の確保をする。

13. 対外関係

関係団体に対する援助・協力、その他関係先との連携強化に努める。

- (1) 都道府県槍連、全国組織槍道関係団体との連携の緊密化を図り、その槍道普及・振興への援助と協力を行う。
- (2) 槍道に対する理解・評価を高めるように努める。

14. その他の課題

- (1) 中学校武道必修化に伴う槍道の課題。
- (2) 高等学校教育の一環としての普及
- (3) 少年少女の槍道の正しい普及を図り、わが国の将来を担う青少年の健全なる育成。
- (4) 指導者の募集。
- (5) 指導者の育成。
- (6) 誰でも指導できる指導書を作成し、標準化する。
- (7) 誰でも安心して稽古ができる雰囲気づくりを徹底する。

15. 国内強化合宿
国内での強化合宿実施に努める。

16. 指導員派遣
指導員の派遣に努める。

17. 表彰事業
槍道発展のために顕彰制度の適切な運用を行う。

18. ホームページの更新
必要な時にホームページの更新を行う。

19. SNS、Blogの更新
必要な時にSNS、Blogの更新を行う。

20. 規則等の改正
適宜改正する。